

日 教 庶 第 1 8 1 号

令和6年(2024年)6月6日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

### 令和6年度第3回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第3号により、下記のとおり令和6年度第3回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

#### 開催日時

令和6年(2024年)6月12日(水) 午後2時

#### 開催場所

506会議室

#### 案件

##### 議案

第13号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

第14号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

第15号 日野市公民館運営審議会 第30期委員の選任について

第16号 第33期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について

##### 請願

第6-3号 「全国の教育関係者から高く評価されている、児童一人一人を大切にする奈良教育大附属小の教育実践に、文部官僚等が不当介入した事案」を”他山の石”とし、本市の教育政策の参考にするよう求める等の請願

##### 報告事項

第8号 行政情報の公開請求



議案第13号

滝合小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年6月12日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

## 日野市立滝合小学校学校運営協議会委員

<<日野市立滝合小学校学校運営協議会委員 任命者>>

| 番号 | 氏 名                     | 住 所 | 備 考              | 期数 |
|----|-------------------------|-----|------------------|----|
| 1  | はしぐち ようじろう<br>橋 口 陽 二 郎 |     | P T A会長<br>(保護者) | 1  |

任 期： 自 令和 6年（2024年）6月 1日  
至 令和 8年（2026年）3月31日

《関係法令》

### 日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第14号

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年6月12日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

## 日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 解任者>>

| 番号 | 氏 名              | 住 所 | 解任理由             | 期数 |
|----|------------------|-----|------------------|----|
| 1  | おさだ あやの<br>長田 綾乃 |     | P T A会長<br>(保護者) | 1  |

解任日：令和 6 年（2024 年）5 月 31 日

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 任命者>>

| 番号 | 氏 名             | 住 所 | 備 考              | 期数 |
|----|-----------------|-----|------------------|----|
| 1  | やまな さとし<br>山名 訓 |     | P T A会長<br>(保護者) | 1  |

任 期： 自 令和 6 年（2024 年）6 月 1 日  
至 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

《関係法令》

### 日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第 8 条第 3 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第15号

日野市公民館運営審議会 第30期委員の選任について

上記議案を提出する。

令和6年6月12日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

第29期日野市公民館運営審議会委員の任期が令和6年6月30日をもって終了するため、日野市公民館設置条例（昭和40年6月20日条例第11号）第6条の規定に基づき、委嘱するものです。

第 3 0 期日野市公民館運営審議会委員名簿

|    | 氏 名    | 住所 | 備 考                                    | 期 |
|----|--------|----|----------------------------------------|---|
| 1  | 今尾 恵介  |    | 地図研究家（学識経験者）                           | 5 |
| 2  | 須崎 奈緒美 |    | 公民館利用者代表<br>（社会教育の関係者）                 | 5 |
| 3  | 丹間 康仁  |    | 筑波大学 准教授<br>（学識経験者）                    | 4 |
| 4  | 斉野 美紀  |    | 公民館利用者代表<br>（社会教育の関係者）                 | 3 |
| 5  | 諸星 智子  |    | 公民館利用者代表<br>（社会教育の関係者）                 | 3 |
| 6  | 生島 美和  |    | 帝京大学 准教授<br>（学識経験者）                    | 2 |
| 7  | 木戸場 美和 |    | 公募による市民                                | 2 |
| 8  | 中野 純平  |    | 公募による市民                                | 2 |
| 9  | 伊野 直美  |    | 第一中地区青少年育成<br>会（家庭教育の向上に<br>資する活動を行う者） | 新 |
| 10 | 小川 真由美 |    | 日野市公立小学校校長<br>会代表（学校教育の関<br>係者）        | 新 |

任期 自 令和 6 年 7 月 1 日  
至 令和 8 年 6 月 30 日

《関係法令》

○社会教育法(昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号)

（公民館運営審議会委員）

第 2 9 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 3 0 条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

<日野市公民館設置条例>

（委員の委嘱及び定数）

第 6 条 公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）は、教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、10 人以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8 人以内
- (2) 公募による市民 2 人以内

議案第16号

第33期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和6年6月12日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和6年7月6日をもって第32期日野市文化財保護審議会委員の任期が満了となるため、日野市文化財保護条例（昭和57年条例第28号）第41条の規定に基づき、委嘱をするものです。

【第 33 期日野市文化財保護審議会委員候補】

(敬称略)

| 番号 | 氏 名   | 住 所 | 備 考                    | 専門分野        | 期   |
|----|-------|-----|------------------------|-------------|-----|
| 1  | 内野 秀重 |     | 東京都立大学牧野<br>標本館特任研究員   | 自然          | 3 期 |
| 2  | 加藤 幸治 |     | 武蔵野美術大学教<br>授          | 民具学・民<br>俗学 | 3 期 |
| 3  | 山口 英男 |     | 元東京大学史料編<br>纂所教授       | 歴史学         | 3 期 |
| 4  | 青木 敬  |     | 國學院大學教授                | 考古学         | 2 期 |
| 5  | 多田 仁一 |     | 中央大学人文科学<br>研究所客員研究員   | 歴史学・古<br>文書 | 2 期 |
| 6  | 佐々木守俊 |     | 清泉女子大学文学<br>部教授        | 仏教美術        | 2 期 |
| 7  | 植木 岳雪 |     | 帝京科学大学教育<br>人間科学部教授    | 地形学         | 新任  |
| 8  | 酒井 哲  |     | 建築設計事務所<br>TownFactory | 建築          | 新任  |

任期 自 令和6年7月7日

至 令和8年7月6日

## 【参 考 法 令】

### 文化財保護法

(地方文化財保護審議会)

第 190 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### 日野市文化財保護条例

(設置)

第37条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会に、日野市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第38条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第 39 条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 40 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の選任)

第 41 条 委員及び臨時委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 42 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

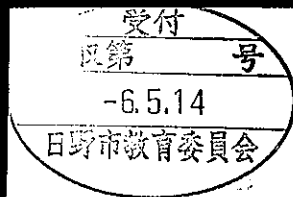
2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終ったとき退任するものとする。



# 請願審査

|                   |                                                                                                  |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 請 願<br>番 号        | 請願第6－3号                                                                                          |
| 受 付<br>年月日        | 令和6年5月14日                                                                                        |
| 件 名               | 「全国の教育関係者から高く評価されている、児童一人一人を大切にする奈良教育大附属小の教育実践に、文部官僚等が不当介入した事案」を”他山の石”とし、本市の教育政策の参考にできるよう求める等の請願 |
| 請願者<br>住 所<br>氏 名 |                                                                                                  |

「全国の関係者から高く評価されている、児童一人一人を大切にする奈良教育大附属小の教育実践に、文部官僚等が不当介入した事案」を“他山の石”とし、本市の教育政策の参考にするよう求める等の請願



## 1 請願の背景と、請願を实行頂きたいお願い等

2～3か月前、ネット記事を含む報道がかなり大きく取り上げ、「(自民党や維新等の保守系政治家や文部官僚等の国家権力のためでなく、)児童のために頑張っている現場の教職員を守る立場での反対の署名活動」も大きく広がった、——「自民党の文部科学部会の国会議員らと癒着した文部科学省総合教育政策局長の望月慎(ただし)氏(59歳くらい)ら文部官僚による、奈良教育大学附属小学校(以下、附小と略記)の“教育課程”に対する、不当政治介入問題——は、本市の小中学校にとって、“他人事(ひとごと)”ではありません。

その理由は、貴教委には、——〔1〕1999年4月の南平小入学式で、“君が代”ピアノ伴奏を断った音楽専科教諭に対し、当時の畑石重輝校長の根拠なき主義・主張だけに偏重し、都教委にチクリ、超不当な戒告処分を発出させてしまい、多くの保護者・地域住民たちの反発を買った“前科”があるかつ、

〔2〕〔1〕の不当処分後、校長室で「私はロボットにはなれません」と述べられた音楽専科教諭に対し、当時の矢野優教頭(08年4月に夢が丘小学校校長に出世)が「(“君が代”を弾く40秒間)ロボットにならなさい」と放言した。(ただ、不当処分撤回訴訟では、最高裁で残念ながら御用裁判官らの“多数”で敗訴したけれど、藤田由靖(ときやす)裁判官は反対意見を明記しておられ、日本にはロシアのウラジーミル・プーチン容疑者(71歳)のような全体主義に陥らない良心的な最高裁判事がいたことは分かる)——という大きな柱において、附小の“教育課程”に対する、不当政治介入問題と、本市の小中の“君が代”強制問題とは、共通性があるからです。

以上の背景をしっかりと踏まえ、貴教委においては、(1)後に添付メールする月刊『紙の爆弾』2024年5月号の教育ジャーナリスト・永野

厚男さん執筆記事を、堀川拓郎さんと4人の教育委員、長崎将幸さん・前田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂いた上で、全員意見を述べて頂きたい。また、(2)「2 請願事項」の内容に沿った意見書を、文科省と都教委に出して頂きたい。そして(3)(副)校長会の全員に(できれば管理職でない教職員全員にも)、本請願の内容を周知して頂きたい。

2 請願事項(高木健夫さんらは“毎度お馴染みの内容のないフレーズの繰り返し”ではなく以下5項の内容に正対し、定例会でしっかりと発言し、採択して下さい)

2-1. 全国の関係者から高く評価されている、児童一人一人を大切にする附小の教育実践を、貴教委の教務主任会・初任研等で紹介して下さい。

2-2 中教審の芸術教育の部会委員として音楽の学習指導要領改訂に関与する等、政治的に文科省に近い、奈良教育大の宮下俊也(としや)学長(1961年9月21日生まれの62歳)は、今年1月9日、『教育課程の実施等の事案に係る報告書』(以下、『報告書』と略記)を盛山正仁文科大臣(70歳。統一教会との親密との報道が多い)に提出した。

『報告書』の1つ目の標的は、「管理運営における不適切事項」として、「職員会議で事実上、校長権限を制約」「校長-副校長-主幹-主任という指示伝達の流れが十分に機能せず」等記述し、「職員会議は校長の補助機関だ。学長は附小を定期的に視察する」等、上意下達の徹底を宣言した(【注】参照)。

貴教委は(1)『報告書』のこの上意下達徹底の内容は、都教委による“君が代”起立強制強化の手法と同じであり、本市はもとより全国の小中高校等は『報告書』を真似てはいけないという意見書を、文科省と都教委に出して頂きたい。そして(2)(副)校長会の全員に(できれば管理職でない教職員全員にも)、この(1)の内容を周知して頂きたい。

2-3 『報告書』の2つ目の標的は、音楽科での“君が代”強制だ。『報告書』は「6年のみでの指導では不足」だとし、「回復措置計画」なる一覧表で「4～6年は歌唱、器楽、鑑賞等の学習から国歌『君が代』の指導に置き換え実施。子どもたちの発言や歌声で不足分も合わせて評価をする」と明記した。

『報告書』のこの前段の内容は、——08年2月指導要領の改訂案の時点ではなかった“君が代”を「歌えるよう(指導する)」という文言を、改訂案の公表日当日、文科省教育課程課にやってきた、安倍晋三氏側近の街藤辰一参院議員(76歳)と面会した、当時の教育課程課長・高橋道利氏(62歳)と同教育課程企画室長・合田哲雄氏(54歳)が、08年3月に“官報告示”した改

以上が請願1頁目

訂指導要領に、勝手に加筆した。——  
という、政治色の濃い改悪だ。

“君が代”を「歌えるよう(指導する)」という文言は、一部保守系政治家や文部官僚の国家主義思想に基づく、学校教育への政治色の濃い不当な介入であり、貴教委は(1)本市はもとより全国の小中高校等は“君が代”を「歌えるよう(指導する)」という思想教育をやるべきではないという意見書を、文科省と都教委に出して頂きたい。そして、(2)(副)校長会の全員に(できれば管理職でない教職員全員にも)、この(1)の内容を周知して頂きたい。

2-4 「2-3」で引用した『報告書』の後段の、「子どもたちの発言や歌声で、“君が代”の授業での評価をする」という宮下俊也氏らの主張は、ロシアのプーチン容疑者が、同国の児童・生徒を含む市民に“ロシア国歌”を強制する姿を髣髴とさせるおぞましい強制だ。2005年「子どもたちの“君が代”の歌声の音量」にこだわる通達を出した町田市教委と同じ全体主義だ。「国歌権力が個々人の思想・良心の自由に介入すること」を禁じた日本国憲法第19条違反だ。

因みに、当時の町田市立小中の保護者や卒業生等の多くの市民が、町田市教委のある同市役所に「反対」を意思表示するデモ行進をした写真入りの記事を、『朝日新聞』か『東京新聞』だったかが掲載した事実(町田市教委が市民に嫌われていた事実)も付記しておく。

よって、貴教委は(1)こういう全体主義化を心配する市民が多い事実、特に音楽科の授業で児童生徒の“君が代”の歌声(の音量やハーモニー等)で“評価”することは絶対にあってはならないという意見書を、文科省と都教委に出して頂きたい。そして、(2)(副)校長会の全員に(できれば管理職でない教職員全員にも)、この(1)の内容を周知して頂きたい。

2-5 月刊『紙の爆弾』2024年5月号は、——宮下俊也氏は1月末、附小教員に対し「(人事交流の教員以外の)大学独自採用の正規教員19人を3年間で全員、県内の公立小に本人同意なしで出向させる。処分は別に検討中だ」と通告した。これに対し保護者有志が2月27日、「教員の意思無視の人事異動反対」の署名2257人分を大学に提出。——と報じています。

(1)“君が代”等、憲法第19条の「思想・良心の自由」に絡む問題で、権力側が教員を本人同意なしで異動させることはあってはならないという意見書を、文科省と都教委に出して頂きたい。そして、(2)(副)校長会の全員に(できれば管理職でない教職員全員にも)、この(1)の内容を周知して頂きたい。

但し、パワハラ(後に添付メールする『週刊新社会』2024年3月6日号の教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事の通り、管理職によるパワハラは減ったというが、主幹教諭による一般教諭へのパワハラが多い)や、いじ

めの放置・隠蔽、体罰等を行う(校長を含む)教職員に対し、現場から外すことを含む人事異動や、懲戒処分を行うことが必要である、という本会の立場は明らかにしておく。

2-6 月刊『紙の爆弾』2024年5月号は、——強制異動問題では、3月13日の衆院文部科学委員会で、共産党の宮本岳志議員が「宮下学長同席の場で1月31日、三木達行副学長から次の証言を得た」と暴露した。／その証言は「自民党の文部科学部会で『まさかこのメンバーで4月を迎えるのではないでしょうね』とかなり批判を受けた。文科省上層部から『全員替えろ』と言われていた」等、生々しい。／この追及に、文科省の望月補(ただし)総合教育政策局長は「一般的に『人事交流を行なったらどうか』とは申し上げたが、『全ての教員を入れ替えろ』とは言っていない」と弁明。／虚偽答弁に罰則のある証人喚問は、自民党裏金議員だけでなく望月局長にも実施するべきだ。——と報じている。

本会は「宮本議員の所属政党」の支持者ではないが、宮本議員の3月13日の衆院文部科学委員会で追及内容に賛成する。文科省の望月補氏への証人喚問を実施し、教育基本法第14条の定める「学校の政治的中立性」に違反する言動が望月補氏ら文部官僚にあったか否か、立憲主義の各野党の意見を尊重し究明しなさいという意見書を、文科省と都教委に出して頂きたい。そして、(2)(副)校長会の全員に(できれば管理職でない教職員全員にも)、この(1)の内容を周知して頂きたい。

【注】文部科学省が2024年5月13日(月)13時～15時の、「中教審・第13回質の高い教師の確保特別部会」終了の数時間後、HPに掲載した、『令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について審議のまとめ』は、

——P39～41・P52～53学校の組織的・機動的なマネジメント体制の構築に向け、若手教師へのサポート機能を抜本的に強化する・ため、中堅層の教師を新たな職(主任教諭)として配置する。(主任教諭)の職務については、校長等の職務命令により対応できる仕組みとする。職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じた給与体系を構築していくことが必要である。学びに関する高度専門職である教師の意欲を高め、学校全体の組織力の向上につなげていくためには、そうした教師の能力と業績を適正に評価し、その評価結果を昇任、昇給、勤勉手当等の人事管理に活用していくことが重要である<sup>88</sup>。人事評価を適正に実施し、その結果を活用することは、教師のモチベーションを高めるとともに、学校教育全体への信頼性を高めることにもつながるものであり、各教育委員会においては、人事評価の適正な実施・活用<sup>89</sup>を進めることが必要である。職務給の原則に従って、教諭・主幹教諭の間に給料表上、(主任教諭)の新たな級を創設する必要がある。——

等、上意下達の学校作りの内容を満載。

以上が請願2頁目(了)



報告事項第8号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年6月12日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

|   | 請求日   | 決定日   | 請求件名                                                                                                                                          | 決定内容          |
|---|-------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 | 5月14日 | 5月28日 | <p>①2024 年度の市立小中の道徳授業地区公開講座の日時、各学年又は学級の指導内容（内容項目、教材名）、協議会のテーマ講師名（未定の場合は「未定」として頂いて構いません。）</p> <p>②市立小中の道徳と社会研究指定校（文科省・都教委・市教委）の具体的内容の分かる文書</p> | 全部公開及び<br>不存在 |